

【諮問事項】

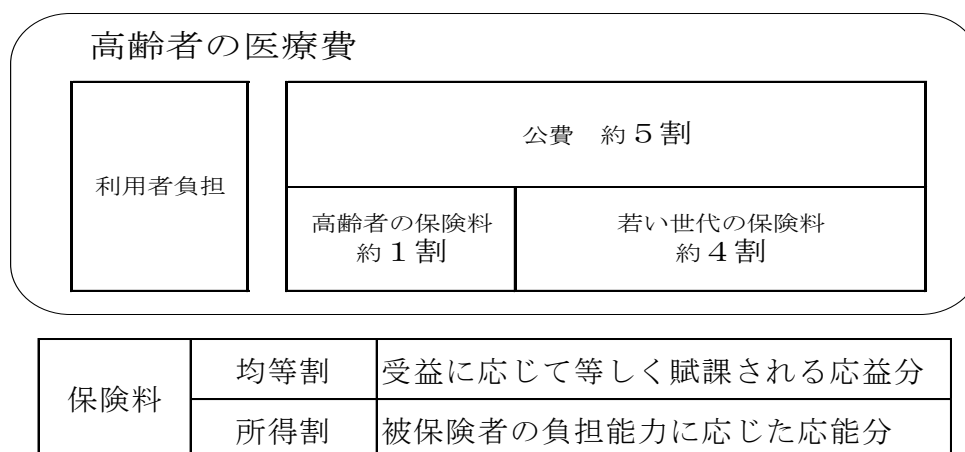
平成30年度及び平成31年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を高齢者の保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしている。

保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、各広域連合が定めることとされており、2年ごとに見直しを行うことが、「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められている。

このため、現在の保険料率の適用は今年度限りとなり、平成30年度及び平成31年度の新保険料率（均等割額と所得割率）を今年度内に設定する必要がある。



2 現状

制度開始以降、被保険者数及び医療給付費は、年々増加傾向にある。

1人当たり医療給付費の伸び率は、平成28年度にマイナスとなっているが、これは、診療報酬の改定において、薬価や材料価格がマイナス改定されたことが要因と考えられる。

区分	被保険者数	対前年度 伸び率	医療給付費	対前年度 伸び率	1人当たり 医療給付費	対前年度 伸び率
平成20年度	323,967人		290,096,990,581円		895,452円	
平成21年度	332,081人	2.5%	307,172,423,459円	5.9%	924,992円	3.3%
平成22年度	341,423人	2.8%	324,905,116,195円	5.8%	951,620円	2.9%
平成23年度	350,047人	2.5%	336,596,548,801円	3.6%	961,575円	1.0%
平成24年度	358,560人	2.4%	345,829,747,856円	2.7%	964,496円	0.3%
平成25年度	365,352人	1.9%	354,440,607,190円	2.5%	970,135円	0.6%
平成26年度	369,669人	1.2%	360,951,834,559円	1.8%	976,419円	0.6%
平成27年度	376,720人	1.9%	373,847,983,393円	3.6%	992,376円	1.6%
平成28年度	388,008人	3.0%	373,992,885,317円	0.04%	963,879円	-2.9%

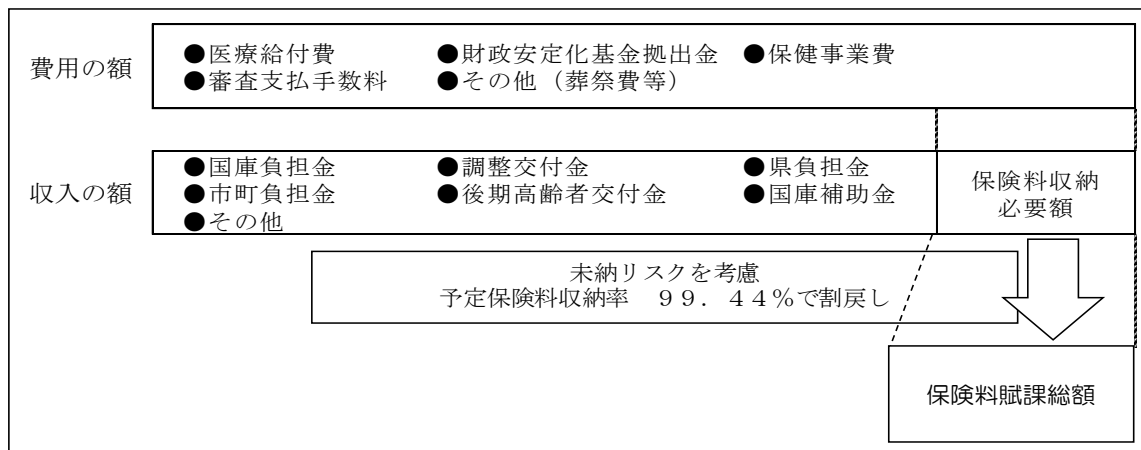
※ 平成20年度については、平成20年4月から平成21年2月までの11か月分のため、12か月分に換算し、小数点第1位を四捨五入して算出した。

※ 被保険者数は年度平均。

3 保険料率の算出方法

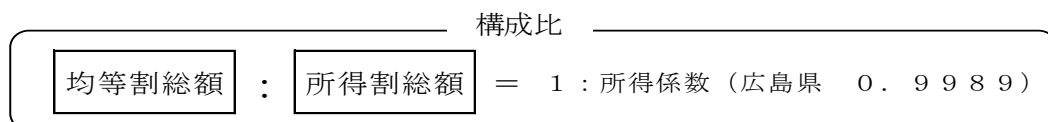
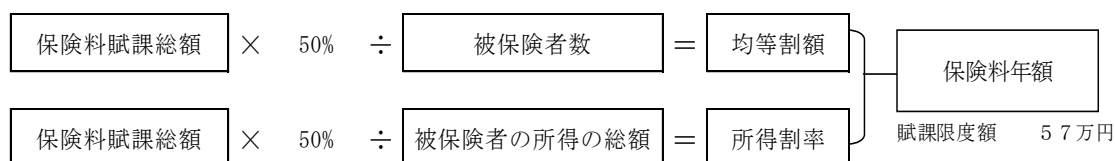
(1) 保険料賦課総額の算出

平成29年度の見込みに基づき、平成30・31年度における次の数値を推計し、保険料賦課総額を算出する。



(2) 保険料率の算出

保険料率は、保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、次のとおり算出する。



所得係数は、被保険者1人当たり所得額の全国平均を1としたときの広島県の数値。
 なお、今回の数値は平成27年度のものなので、今後、平成29年度の数値に変更する。

4 新保険料率の試算

(1) 国が示す保険料率算定のための参考数値

平成29年9月、国から以下のとおり保険料率算定に当たり、参考となる数値が示された。これらの数値は、通知時点での見込み値であり、今後、必要な変更が示される予定である。また、このうち、アについては、全国単位の数値であることから、試算に当たっては、各広域連合の実績等を勘案して個別に見込むよう依頼があった。

ア 基礎数値の対前年度伸び率見込み

	平成30年度	平成31年度
被保険者数	3.5%	2.7%
被保険者一人当たり医療費	0.4%	0.4%
医療給付費	3.3%	3.1%

イ 後期高齢者負担率

世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、後期高齢者の負担割合を2年ごとに改定するものである。

11.21%（見込み） 【現行保険料率算定時 10.99%】

(※ 保険料負担 = 医療給付費 × 後期高齢者負担率)

(2) 保険料の増加に対する対応

剰余金及び財政安定化基金の活用について、県と協議中である。

財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財源不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 試算の状況

現時点での試算は、次のとおりとなった。

ア 保険料賦課総額

(単位：円)

区分		平成28・29年度	平成30・31年度
		現行料率 算定時の数値	広域連合独自推計被保険者 数及び国が示す医療給付費 伸び率による算出額
費用 の 額 : ①	医療給付費	782,806,555,786	812,315,917,124
	財政安定化基金拠出金	0	0
	特別高額医療費共同事業拠出金	202,246,771	211,319,254
	保健事業費（健康診査）	589,119,000	858,585,000
	審査支払手数料	1,555,653,000	1,632,707,000
	その他（葬祭費）	1,430,430,000	1,500,720,000
	合計	786,584,004,557	816,519,248,378
収入 の 額 : ②	国庫負担金	188,532,724,645	195,352,958,574
	調整交付金	70,889,229,000	70,485,594,000
	県負担金	64,683,721,647	67,123,176,494
	市町負担金	61,924,501,498	64,114,891,038
	後期高齢者交付金	325,229,106,311	336,565,956,577
	特別高額医療費共同事業交付金	141,572,739	147,923,478
	国庫補助金	131,938,000	322,427,897
	剰余金	5,100,000,000	【検討中】
	財政安定化基金	0	【検討中】
	合計	716,632,793,840	734,112,928,058
保険料収納必要額…③ = ① - ②		69,951,210,717	82,406,320,320
2カ年の被保険者数（人）		785,509	833,734
予定保険料収納率（%）…④		99.40	99.44
賦課総額（③ ÷ ④）		70,373,451,426	82,870,394,529

イ 保険料率

区 分		現 行 ＜ 剰余金活用前 ＞	今回試算値	比 較
保険料率	均等割額	44,795円	49,701円	+4,906円
		<48,061円>		<+1,640円>
	所得割率	8.97%	9.89%	+0.92ポイント
		<9.76%>		<+0.13ポイント>

5 今後の対応

今後、国からは、直近の医療費の実績及び年内に決定される予定の診療報酬改定や消費税率の見直しの影響等を踏まえた試算数値の見直しが行われ、情報提供される予定である。

これに伴い、本広域連合において再計算の上、検討を進め、運営審議会への諮問、答申を経て、平成30年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

6 保険料率算定に係るスケジュール（案）

	国	広域連合	広域連合議会・運営審議会
9月	<p>9/19 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 新保険料率の算定に使用する被保険者数や医療給付費の伸び率等の暫定各種係数等提示 	<p>○新保険料率の暫定試算開始</p>	
10月	<p>方針の検討</p> <p>（随時、係数等を変更して広域連合に提示）</p>	<p>新保険料率案</p>	<p>10/20 定例会開催</p>
11月		<p>の検討</p>	<p>11/14 第1回運営審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料率の設定について諮問
12月	<p>下旬 事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療報酬の改定 ○平成30年度当初予算案 閣議決定 ○平成30年度当初予算案を踏まえた新保険料率の算定に使用する確定計数等を提示 		
1月		<p>○新保険料率の最終案をとりまとめ</p>	<p>中旬 第2回運営審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 新保険料率案を審議 答申
2月			<p>中旬 定例会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 新保険料率案, 予算案を提案